一　当該内国法人が当該適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）の移転時価資産価額（その移転を受けた資産の価額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が当該直前の移転簿価資産価額（その移転を受けた資産の帳簿価額の合計額をいう。以下この項において同じ。）以下である場合　法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額は、ないものとする。

二　当該内国法人が当該適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前の移転時価資産価額が当該直前の移転簿価資産価額を超える場合において、当該移転時価資産価額から当該移転簿価資産価額を減算した金額（以下この号及び次号において「移転時価資産超過額」という。）が当該内国法人の法第五十七条第四項第一号に規定する支配関係事業年度前の各事業年度で同号に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項の規定により当該前七年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。以下この号及び次号において「支配関係前欠損金額」という。）の合計額以下であるとき　法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額は当該移転時価資産超過額に相当する金額が当該支配関係前欠損金額のうち最も古いものから成るものとした場合に当該移転時価資産超過額に相当する金額を構成するものとされた支配関係前欠損金額があることとなる事業年度ごとに当該事業年度の支配関係前欠損金額のうち当該移転時価資産超過額に相当する金額を構成するものとされた部分に相当する金額とし、同項第二号に掲げる欠損金額はないものとする。

三　当該内国法人が当該適格組織再編成等により移転を受けた資産の当該移転の直前の移転時価資産価額が当該直前の移転簿価資産価額を超える場合において、移転時価資産超過額が当該内国法人の支配関係前欠損金額の合計額を超えるとき　法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額は、それぞれイ及びロに掲げる金額とする。

イ　法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額

ロ　当該移転時価資産超過額からイに掲げる金額を控除した金額（ロにおいて「制限対象金額」という。）が法第五十七条第四項に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度において生じた同項第二号に掲げる欠損金額に相当する金額（ロにおいて「支配関係後欠損金額」という。）のうち最も古いものから成るものとした場合に制限対象金額を構成するものとされた支配関係後欠損金額があることとなる事業年度ごとに当該事業年度の支配関係後欠損金額のうち制限対象金額を構成するものとされた部分に相当する金額とする。

6　前項の規定は、同項の内国法人の同項の適格組織再編成等に係る法第五十七条第四項に規定する組織再編成事業年度の確定申告書に、前項各号に定めるところによる同条第四項各号に掲げる欠損金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、移転時価資産価額の算定の基礎となる事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

7　税務署長は、前項の明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該明細書及び当該書類の提出があつた場合に限り、第五項の規定を適用することができる。

8　法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額の計算については、第二項及び第三項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む。）並びに前二項中「確定申告書」とあるのは、「中間申告書」とする。

第百十三条の二第一項中「次に掲げるいずれかの関係」を「他の者（その者の組合関連者を含む。）と法人との間の当該他の者による支配関係（当該他の者と当該法人との間に同一者支配関係がある場合における当該支配関係を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する同一者支配関係とは、同項の他の者（法人に限る。）と同項の法人との間に同一の者による支配関係がある場合における当該支配関係をいう。

3　前項の同一の者の組合関連者（当該同一の者が個人である場合には、その個人との間に第四条第一項（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人の組合関連者を含む。）の有する前項の他の者又は同項の法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）は、当該同一の者が有するものとみなして、同項の規定を適用する。

第百十三条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第二号中「会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「並びに」の下に「第百二十二条の十四第十四項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する調整勘定の金額に係る資産及び」を加え、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項に」を「第六項に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項第三号中「第百五十五条の二十一の二第六項」を「第百五十五条の二十二第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項各号中「第十四項及び第十五項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に規定する期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額の計算については、前二項中「確定申告書」とあるのは、「中間申告書」とする。

第百十三条の二第十七項第二号中「第十項第二号」を「第九項第二号」に改め、同条第二十項中「第十項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第二十二項中「第四条の二第四項」を「第四条の三第四項」に改め、同条第二十三項中「内国法人が合併、分割又は現物出資を行う」を「法第五十七条の二第二項、第三項又は第五項の規定の適用がある」に改め、「連結欠損金個別帰属額（法第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）」を削り、同項第一号中「欠損等法人である当該内国法人が自己を前条第一項に規定する合併法人等（次号において「合併法人等」という。）とする同項に規定する適格合併等（同項に規定する被合併法人等（以下この号及び次号において「被合併法人等」という。）を「法第五十七条の二第二項第一号の被合併法人」に、「。以下この号及び次号」を「。以下この項」に、「第五十七条の二第二項第一号」を「第五十七条の二第二項の規定の適用がある同号」に改め、「ものに限る。）を行う」及び「当該被合併法人等の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「欠損等法人である当該内国法人が自己を前条第四項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする同項に規定する適格合併等（当該内国法人の法第五十七条第五項」を「法第五十七条の二第二項第二号の欠損等法人の法第五十七条第四項」に改め、「含む」の下に「。以下この号において「制限対象欠損金額」という。」を加え、「第五十七条の二第二項第二号」を「第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号」に改め、「ものに限る。）を行う」を削り、「おける当該内国法人の法第五十七条第五項に規定する欠損金額」を「おける当該制限対象欠損金額」に改め、「同条第一項」の下に「及び同条第五項」を加え、同号を同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

三　法第五十七条の二第三項の内国法人の未処理欠損金額のうちに同項の規定の適用がある同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額が含まれている場合における当該未処理欠損金額　前条第一項

四　法第五十七条の二第五項の欠損等法人又は欠損等連結法人の未処理欠損金額のうちに同項の規定の適用がある同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額が含まれている場合における当該未処理欠損金額　前条第一項